

電子帳簿保存法・電子取引

★ News 電子取引データの保存方法・2年間の^{ゆうじょ}宥恕措置

宥恕とは…許容する寛大な措置

令和4年(2022年)1月1日から、電子取引の取引情報のデータ保存が義務化(令和4年1月1日以後に行う電子取引に適用される)されましたが、システム整備などの対応が間に合わないとの要望が強く、関係省令が改正され、2年間の宥恕措置が導入されました。

◎ 電子帳簿保存法・電子取引

↓ 電子取引の取引情報 → 電子での保存が義務化(令和4年1月1日以後に行う電子取引に適用)

◎ ^{ゆうじょ}宥恕措置…令和5年12月31日までに行う電子取引は、これまでどおり、保存すべき電子データの出力書面の保存が、事実上容認されることになりました。

◎ 但し、令和6年1月以降は、保存要件に従った電子データの保存が必要となるため、タイムスタンプ付与や改ざん防止のためのシステムの構築や、検索機能の確保など、社内体制の整備が急がれます。

電子契約書と印紙税

<印紙税> 印紙税は、国税庁の『印紙税額一覧表』に掲げられた文書に対して課税されます。文書には、①課税文書・非課税文書・不課税文書があり、②課税文書(第1号~20号)の第何号文書に該当するか(混合するものもある)を判定し、③課税の基準となる記載金額を算定します。

納税義務は、課税文書を作成した時に成立し、課税文書の作成者が納税義務者となります。印紙税額の収入印紙を課税文書に貼り付ける方法で納付し、課税文書と収入印紙にかけて印で消印し、納税が証明されます。(斜線を引くなどは印紙を消したことになりません。)税務調査で課税文書の未貼付が発覚した場合は、不納付額の3倍に相当する過怠税が、また収入印紙が正しく消されていない場合は印紙の同額の過怠税が課されます。

<電子契約> 印紙税は「文書」に係る税であることから、電子メールなどの電子データで交わされる電子契約は、

<契約の有効性>

★ News 改正『個人情報保護法』全面施行・4月1日から

令和2年改正・個人情報保護法が、令和4年4月1日全面施行されました。今回の改正では、個人の権利利益を害する恐れがある漏えい等が発生した場合、個人情報保護委員会への報告と本人への通知が義務化されました。

平成29年から、個人情報の数が5000以下の事業者は規制の対象外とする制度は廃止され、個人情報を取り扱う全ての事業者に個人情報保護法が適用されます。個人識別符号にはマイナンバー・基礎年金番号、デジタルデータ化した顔・声紋等も含まれ、管理に留意が必要です。

〒462-0844

名古屋市北区清水2-19-9 2F

税理士法人 田中・吉野会計

TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259

